

平成27年10月1日から

「特定就職困難者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように内容の一部を変更する予定です。現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

離職率要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

基準期間^{※1}中に以下のいずれかの区分^{※2}に該当する過去に雇用した対象労働者が5人以上いる事業主で、各区分について、その対象労働者が区分に該当する日までの間に離職した割合が50%を超える場合は、新たに雇い入れる対象労働者について、助成金を受けることができません。

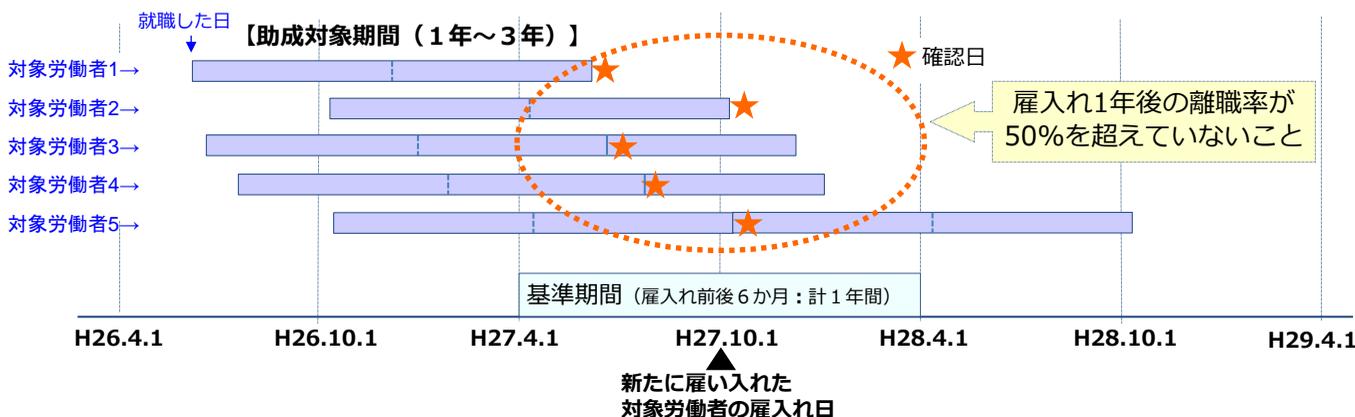
※1 新たに雇い入れる対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 区分①：雇入れ日の翌日から起算して1年を経過する日

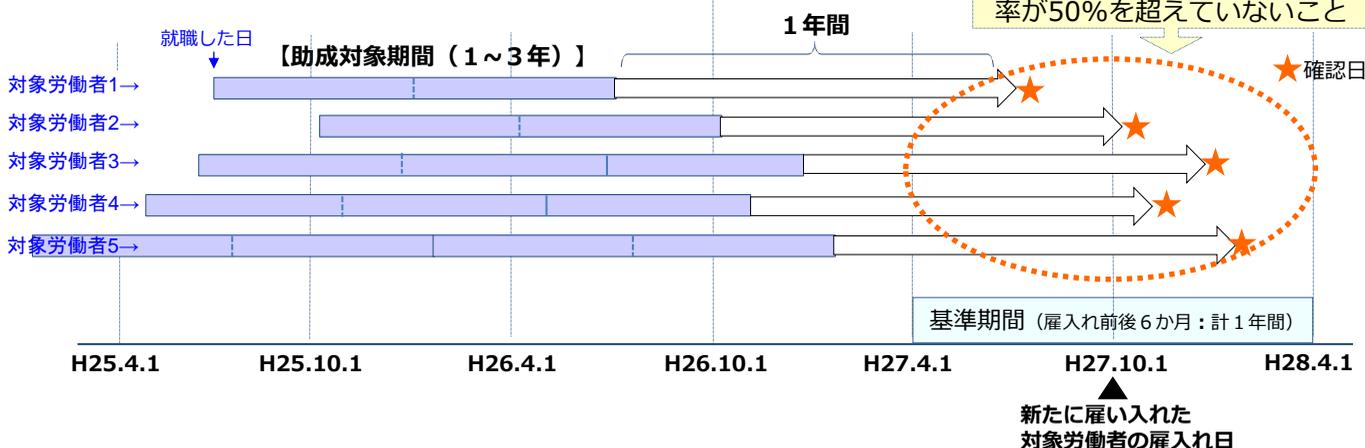
②：助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日

(ただし、助成対象期間が3年の場合は、助成対象期間の末日の翌日)

◆区分①の具体例（平成27年10月1日雇入れの場合）



◆区分②の具体例（平成27年10月1日雇入れの場合）



(事業主の方へ)

平成27年10月1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」

「被災者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように内容の一部を変更する予定です。現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

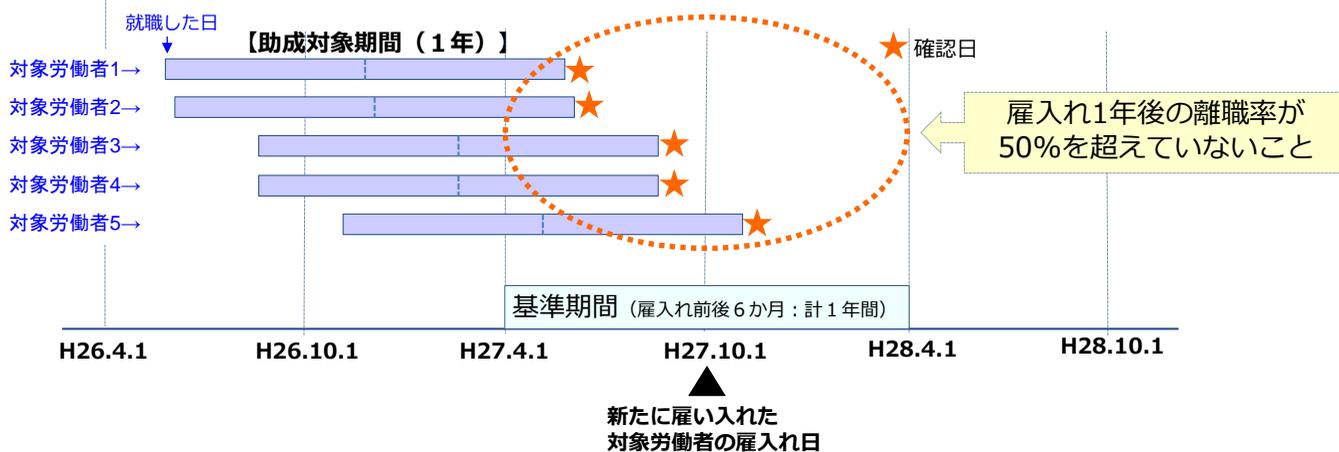
離職率要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

基準期間※中に「雇入れ日の翌日から起算して1年を経過する日」に該当する過去に雇用した対象労働者が5人以上いる事業主で、その対象労働者が「雇入れ日の翌日から起算して1年を経過する日」までの間に離職した割合が50%を超える場合は、新たに雇い入れる対象労働者について、助成金を受けることができません。

※ 新たに雇い入れる対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

◆具体例（平成27年10月1日雇入れの場合）



<注意事項>

- ▶ 「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶ 「特定就職困難者雇用開発助成金」「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」のいずれかの離職率要件に該当した場合は、上記3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

